

平成 22 年第 3 回定例会

富良野市議会会議録（第 4 号）

平成 22 年 9 月 17 日（金曜日）

平成 22 年第 3 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 22 年 9 月 17 日（金曜日）午前 9 時 59 分開議

◎議事日程（第 4 号）

- 日程第 1 議案第 1 号 平成 22 年度富良野市一般会計補正予算(第 6 号)  
議案第 3 号 富良野市地域医療対策基金条例の制定について
- 日程第 2 議案第 2 号 平成 22 年度富良野市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 3 議案第 4 号 非核平和都市宣言の全部改正について
- 日程第 4 議案第 5 号 第 5 次富良野市総合計画基本構想について
- 日程第 5 議案第 6 号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について  
議案第 7 号 町の区域の新設について
- 日程第 6 議案第 11 号 平成 22 年度富良野市一般会計補正予算(第 7 号)
- 日程第 7 報告第 8 号 専決処分報告について（市道における物損事故の損害賠償）
- 日程第 8 意見案第 1 号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書
- 日程第 9 閉会中の所管事務調査について  
閉会中の都市事例調査について

◎出席議員（18 名）

議 長	18 番	北 猛 俊 君	副議長	17 番	日 里 雅 至 君
	1 番	佐々木 優 君		2 番	宮 田 均 君
	3 番	広 瀬 寛 人 君		4 番	大 栗 民 江 君
	5 番	千 葉 健 一 君		6 番	今 利 一 君
	7 番	横 山 久 仁 雄 君		8 番	岡 本 俊 君
	9 番	穴 戸 義 美 君		10 番	大 橋 秀 行 君
	11 番	覚 幸 伸 夫 君		12 番	天 日 公 子 君
	13 番	東 海 林 孝 司 君		14 番	岡 野 孝 則 君
	15 番	菊 地 敏 紀 君		16 番	東 海 林 剛 君

◎欠席議員（0 名）

◎説 明 員

市 長	能 登 芳 昭 君	副 市 長	石 井 隆 君
総 務 部 長	古 東 英 彦 君	保 健 福 祉 部 長	中 田 芳 治 君

經 濟 部 長	外 崎 番 三 君	建 設 水 道 部 長	岩 鼻 勉 君
看 護 專 門 学 校 長	丸 昇 君	總 務 課 長	若 杉 勝 博 君
財 政 課 長	清 水 康 博 君	企 画 振 興 課 長	鎌 田 忠 男 君
教 育 委 員 会 委 員 長	児 島 応 龍 君	教 育 委 員 会 教 育 長	宇 佐 見 正 光 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長	遠 藤 和 章 君	農 業 委 員 会 会 長	東 谷 正 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 内 孝 夫 君	監 査 委 員	松 浦 惺 君
監 査 委 員 事 務 局 長	鈴 木 茂 喜 君	公 平 委 員 会 委 員 長	島 強 君
公 平 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 茂 喜 君	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	藤 田 稔 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 慎 一 郎 君		

◎事務局出席職員

事 務 局 長	藤 原 良 一 君	書	記 日 向 稔 君
書	記 大 津 諭 君	書	記 渡 辺 希 美 君
書	記 澤 田 圭 一 君		

午前9時59分 開議  
(出席議員数18名)

## 開 議 宣 告

○議長(北猛俊君) これより本日の会議を開きます。

## 会議録署名議員の指名

○議長(北猛俊君) 本日の会議録署名議員には、  
今 利 一 君  
覚 幸 伸 夫 君  
を御指名申し上げます。

## 諸 般 の 報 告

○議長(北猛俊君) 事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

事務局長藤原良一君。

○事務局長(藤原良一君) -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第11号及び報告第8号につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

議会側提出の事件、意見案1件、事務調査及び都市事例調査の申し出等につきましては、本日御配付の議会側提出件名表ナンバー2に記載のとおりでございます。

以上でございます。

## 議会運営委員長報告

○議長(北猛俊君) 本定例会の運営に関して議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長菊地敏紀君。

○議会運営委員長(菊地敏紀君) -登壇-

議会運営委員会より9月14日本会議終了後、委員会を開催し、追加議案の取り扱いについて審議いたしましたので、その結果を報告いたします。

追加議案は、市長側提出案件が2件で、内訳は補正予算1件、専決処分報告1件でございます。

また、議会側提出案件が5件で、内訳は、意見案1件及び閉会中の事務調査2件、並びに都市事例調査2件でございます。

いずれも本日の日程の中で御審議を願うことにしております。

以上申し上げます、議会運営委員会からの報告いたします。

○議長(北猛俊君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会より報告のとおり本定例会を

運営いたしたいと思いを。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よってただいまお諮りのとおり決しました。

## 日程第1

議案第1号 平成22年度富良野市一般会計補正予算(第6号)

議案第3号 富良野市地域医療対策基金条例の制定について

○議長(北猛俊君) 日程第1、議案第1号、平成22年度富良野市一般会計補正予算及び関連する議案第3号富良野市地域医療対策基金条例の制定についてを一括して議題といたします。

これより順次本件2件の質疑を行います。

初めに、議案第3号、富良野市地域医療対策基金条例の制定についてを行います。

質疑ございませんか。

13番東海林孝司君。

○13番(東海林孝司君) 富良野市地域医療対策基金条例であります、これは産婦人科の医師不足ということ、3月からそういうお話があり、やはり市民が安心して産み育てる環境を確保しなきゃいけないということもあり、議会といたしましても、医師確保は大事なことであるということで、6月にこういったような基金の提案をしようという経過がございまして、市長側ともお話をしてきたことだと思って今回、この条例があがってきていると思っております。

安定した医師確保に向けた、こういった条例ということには私は、同意することではありますが、その中で、地域センター病院に特化したというその考え方、また、広域圏に及ぼす波及効果ということについて伺いたします。

○議長(北猛俊君) 御答弁願います。

保健福祉部長中田芳治君。

○保健福祉部長(中田芳治君) 東海林孝司議員の御質問にお答えいたします。

センター病院に特化したということにつきましては、議員も御存知のとおり、北海道といたしましても、この広い地域の医療全体の充実、確保を図るために、道内に21地域医療圏を設定しまして、その一つの富良野圏域におきましては、センター的な役割を担う病院として、昭和51年に富良野協会病院を指定したところでございます。

協会病院は社会福祉法人であるとともに、圏域で唯一の総合中核的病院である公的医療機関として位置づけら

れております。

このようなことから、富良野圏域の地域医療は、地域センター病院を中心といたしまして、地域の医療機関、医師などとの連携を図ることによって、圏域での安定した医療の提供ができるものと、このように認識しているところでございます。

そういったことから、地域センター病院としての充実と安定を図ることが重要ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） 影響、2点目。

○保健福祉部長（中田芳治君） 失礼いたしました。

圏域での影響ということでございますけれども、当然いま議員が言われたように、圏域としましてもこういった地域センター病院に対しての助成というものは当然合意されているというようなことで、いま進めているところでございますので、そういった意味では御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） そのほか、質疑ございませんか。

15番菊地敏紀君。

○15番（菊地敏紀君） ただいまの、東海林議員の質問に関連いたしますけれども、東海林孝司君はたぶん、波及効果ということでお聞きしたのではないかと思うんです。

影響ではなくて、やっているのはわかります、今まで。

しかし、やはりこのように、一行政が地域医療が大切だということで条例を制定することは、これで、地域センター病院を特化したんですから、これはやはり、地域センター病院というのは、うちの一行政のものではなくて、富良野広域のものでございます。

その中において、やはりやったということは、それがどのような波及効果を及ぼそうと、うちの市長はその一番のリーダーです。

地域の、いまの市町村圏協議会のリーダーです。

だから、自分の自治体で作ったものをですね、それをやはり、いかに、地域センター病院が網羅する、そこに住んでいる自治体にそれを、効果として表していくかということが大事ではないか。

一自治体が特化してやるのではなくて、センター病院、地域のセンター病院として、どうそれを位置づけてもらうかということ。沿線に。

ですから、特化しないのであれば、富良野市、協会病院に特化するのじゃなくて、富良野市内の病院だけの医療の条例ならいいんですけども、これは特化したということは、やはり沿線にもこのようなものを求めていくのか、いかないのか。

こういう風な条例というか、うちがこういうことして

るんですから、いかがでしょうかという話を市町村圏の協議会の中で、市長はそれをするつもりがあるのか、ないのかだけでも結構ですけど、それが及ぼす波及効果かなという、もしやるとなるなら、それが波及効果で、まだまだ地域センター病院が、富良野の一病院じゃないという認識が非常に大きくなっていったですね、いろんな負担割合も、いまのお話からしたら、おかしくなるのではないかなという感じがするんですけども。

それと、もう一つはですね、これのいま500万が予算計上されておりますけども、これのこれから、どの程度の基金に金額を目指しているのかもお聞きしたいと思います。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） 菊地議員の御質問にお答えを申し上げます。

条例の制定につきましては、特化したとか、特化しないかという私はそういう議論はいま、そういう意味での特化という考え方は持っておりません。

この基金条例の制定に当たりましては、大きな角度からですね、特に北海道においても、産婦人科は全国的にも足りない、こういう状況が一つあるわけです。

特に、富良野圏域においても、産婦人科というのは旭川まで行かなければなくなったというのが、4月以降の状況であります。

こういう状況を考えてみますと、条例を制定するという意味と、もう一つは、医師確保に向けてとは全然内容が違うわけでありまして。

一つには、本市におきましては、所在地であるという大きな大義名分がございまして。

そういう状況を踏まえまして、この圏域の中でですね、基幹病院という、富良野は市立病院的なものがないですから、そういう観点も踏まえて、これからのこの圏域に将来的なものを考えますと、公的な病院という形の中では、富良野社会福祉、俗に言う富良野協会病院しかないという位置づけの中で、これらの病院を今後、そういう医師不足を、いま、ただいまは産婦人科だけでございまして、そういう状況の中で、公的な立場でそれを放置するような、支援も何も考えないでいいのかという社会的な問題の状況を含めて判断をいたしました状況でございます。

そこで、条例をつくった経緯というのは、これは、先ほど、東海林孝司議員もお話しがあった。

議員、議会の方からの御要請も強くあったわけでありまして。

これは、議会からの要請については、富良野の地域医療全体に対しての条例化というお話があったわけでございますけども、これは私は、個人病院含めた中でのです

ね、医師確保に向けてというのは、私はいまの段階ではそういう状況をつくるべきでないというのが、大きな判断であります。

そういうことで、議会からのそういう御要請含めた中でございましたけども、行政のとるべき道としては、大義名分化する中で公的病院、俗に言う地域センター病院の方向づけをすると、こういう形の中で、基金を設置する条例を御提案を申し上げた訳であります。

その中でですね、そういう要請があった場合にはどうするか。

緊急事態にそういう問題が出た場合に、お金がないのに実際的にできるか。

できないものもございますから、将来展望としては、そういう状況下の中で、ある程度一定的に積立をしてそういう対応を考えておくべきではないか。

あるいはまた、大きな次元として出た場合については、基金対応というのは全然できないわけですから、それは、議会に諮ってその都度、その行政にどうこたえていくべきかということは決めるべきであろう、このように考えた状況の中でのこの条例制定であるということでありませぬ。

それから2点目に、この地域センター病院の条例が他の町村にどう波及効果をもたらすかということでございますけども、私は、これはそれぞれ各市町村において町立病院、あるいはそれに類する個人病院的なものも持っている町村がございますから、それは、それぞれの考え方によって基金制定なり、あるいはその都度支援があった場合については、広域の中で御相談をしながら実施をしていくと、こういう形になるかと思っておりますので、私は、波及効果についてはこれは市単独の現実的な条例であると、このように御理解を賜りたいとこのように考えるところでございます。

○議長（北猛俊君） 目標額、基金の。

○市長（能登芳昭君） 大変失礼しました。

答弁漏れがございました。

基金額につきましては、当然、積み立てるわけでございますから、年次別に計画を立てて実施をしていかねなければなりません。

たまたま、今年についてはそういう、議会からの御要請があった中で、論議する形の中で条例というものは、当然条例がでた時点で基金の積立額を決めてやらなければならないと、こういう地方自治法の規定になっておりますから、とりあえずは500万という形で基金の積み立てを今回計上したと、こういうことであります。

来年度以降については、予算の範囲内で積立額を増やしていくというような状況になるかこのように考えているところでございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

そのほか質疑ございませんか。

2番宮田均君。

○2番（宮田均君） 富良野全体の医療の確保、安定化という面では非常に必要なことだなというふうに思うわけなんですけども、やはり、地域センター病院に特化するといった場合にですね、それぞれの病院間というかですね、これは医師会あたりですね、ちゃんとこの条例の承認というかですね、そういうのがちゃんととっているのか。

この条例についてですね、そこら辺のことをちょっと質問させていただきたい。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） 宮田議員の御質問に御答弁申し上げたいと思っておりますけども、医師会との相談で云々という御質問でございますけども、私は、今回の地域センター病院の基金積立というのは、当然、医師会も協会病院としての地域センター病院、あるいは、公的病院としての位置づけというのは、医師会自体も十分理解をしている状況であると、このように判断をいたしております。

過去にですね、協会病院の産婦人科がない場合、あるいはこれにする科目の状況の中については、医師会とも行政ともそれぞれ御相談をする中で、常にそういう状況を含めた中でやってきておりますし、また、医師の確保についても当然、医師会との相談を含めた中で連携をしながら、これらの確保に努めていると、こういう状況でございますので、その点で充分御理解を賜りたいと、このように思うところであります。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

○2番（宮田均君） いまの説明ですと、医師会の方には、この条例の制定については諮問しているということで、理解してよろしいんでしょうか。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） 私は、この条例の策定にあたって医師会と相談をしているということを答弁はしておりませぬ。

当然、それは、市の地域センター病院としての位置づけを、どう考えるということでございますから、医師を確保する医師会との連携とは内容は違うということで御理解を賜りたいと思っております。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

○2番（宮田均君） 私の場合は、富良野市全体です、医療のでこぼこがないように、そしてその医療が市民に還元されるような形で、こういうその産婦人科に特

化した、無い科目が沿線で網羅できるという確保については、非常にいいと思うんですけども、その他にもですね、個人病院でいろんな科でやられている病院がございますね。

そういうのがなくなったときでこぼこというか、考えるのは、でこぼこが病院間に出てくると、地域の医療については、ちょっと良くないんじゃないかなということ、僕は医師会の方にはちょっとご相談というかですね、これはしたのかどうかということをね、お聞きしたわけなんですけども。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） 宮田議員の再質問にお答えを申し上げたいと存じますが、個人病院の支援という形というのは、これは別の形であるというふうに認識をいたしております。

個人病院に例えば、全域広めてやるということになれば、これはやはり、全体です、行政全体として、またはそれを議会としてですねどのように判断することになりますけども、現実的に、私は病院の経営そのものというのは、公的に位置づけているという状況では、今のところございません。

個人病院でやるのは、公的病院という位置づけはしてないわけですから、私は、それはいまの時点では別問題として扱ってやるべきだと、このように考えているところでございます。

○議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

1番佐々木優君。

○1番（佐々木優君） 第1条の診療科及び医師の確保ということでありまして、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、産婦人科ということに限定されるような答弁だったというふうに思うんですけども、確かに今の状況では、富良野市に産婦人科が必要だというのは市民全体の合意された意見だというふうに思います。

しかし今後、将来に向けて必ずしもそれが永遠というわけではなくて、いろんな科目に要望が来る可能性もあるわけですが、そうなった場合の対応の仕方というかな、現状は産婦人科でいいと思いますけれども、市民の全体の意見だと思いますけれども、今後の運用の仕方というか、そういうことで基本的な考え方をひとつお伺いしたいと思います。

それからもう一点、第7条ですけども、必要な事項は市長が別に定めるというふうになっておりますけども、例えばでよろしいですけども、どういうことがあり得るのか、その点二点お伺いたします。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） 佐々木議員の御質問にお答えを

させていただきますと存じます。

条例そのものは、いま、この科目的なものを限定してお話をさせていただいて、特にいま御質問にありました本市において、本市ばかりでなく産婦人科というのは道内においても、もう本当に、ごく数しかないという状況で、それぞれ行政報告にも申し上げましたとおり、常に、年に3、4回ぐらいは北海道大学の産婦人科のほうに強い要請をしておりますけども、いまの現状でお話を聞いてまいりました過日の行政報告の中には詳しくは書いておりませんが、現状では、ここ5年ぐらいは、医師の確保というのは非常に難しいというのが、北大のそれぞれ直接担当している教授の話であります。

これをやはり、打開する状況というのはいま、手だて的には、北海道大学の教授であってもなかなか難しいというのが、臨床制度が研修制度ができて、そういう権限が及ばない状況にいま、立ち入っているのが現状でございますから、そういう状況が、最低5年ぐらいはかかるだろうというふうな教授のお話だった状況を踏まえて、考えてみたときに、これらについてはいま、センター病院における産婦人科というのは、最低でも5年ぐらいは、そういうお一人体制で頑張っていたような状況になるのかなと。

その後については当然、状況的には、お医者さんも増えてきますし、そういう状況には緩和されてくるだろうというのがそれぞれいまの状況にあるということでありまして。

もう一つは、いま、中です、将来、そういう状況になった場合他の診療科にも、どうなんだという御質問でございますけども、私は当然、そういう時点になった場合については、条例というのは、1回決めたらもうそれを固定化するという状況ではございません。

そのときに合った状況の中で判断をして、改正をしていく状況づくりが出てくるだろうと。このように考えているところであります。

それから、もう1点、7条の関係でお話があったわけでございますけども、これは条例に定めるほか基金の管理運用に関し必要な事項は市長が定めるという内容でございますので、詳細については、保健福祉部長の方からお答えをさせていただきますと存じます。

○議長（北猛俊君） 続けて御答弁願います。

保健福祉部長中田芳治君。

○保健福祉部長（中田芳治君） 佐々木優議員の御質問にお答えします。

基金条例第7条の基金の管理及び処分に必要な事項は市長が別に定めるという事項でございますけれども、これは基本的には規則の中で別に定めるということでございますけれども、事務手続上のものについて定めるという意味でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

1 番佐々木優君。

○1 番（佐々木優君） いまの第7条の件が、正確には理解できないんですけども、規則という別な、これとは別にですね、細則的なことで、規則というのものを作るのか作らないのか。

必要がないのであれば例えばという話で先ほどもお聞きしたように、例えばこういうことがあった場合、こういう判断をしていきますというようなものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長中田芳治君。

○保健福祉部長（中田芳治君） 例えばということでございますけれども、この基金の管理におきましては、より有効なところに例えば積み立てをするですとか、利息のいいところですかですね、それから処分に関しましては、必要な資金の支消をするための手続きということで、こういった基金を使う場合の処分ということで、その手続を示すものでございますので、そういったことで御理解をいただければなというふうに思います。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

1 番佐々木優君。

○1 番（佐々木優君） 先程言ったように、規則というか、これに関する、ある程度、詳細的なものが必要ではないのかなというふうに、先ほど答弁いただけませんでしたけれども、作らないのであれば作る必要があるのではないかなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。規則について。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） 佐々木優議員の再々質問にお答えしますけれども、条例があって、その細則的なものが規則という形で作っているわけですね。規則で定められないものもあるわけですよ。現実的に。

いま、一例ちょっと申し上げましたけれども、そういう細部にわたって規則で定められないものについては、市長が別に定めると。

これは、この条例ばかりでなくですね、皆さんがたのところのお手元の例規を見ていただければ、大体わかると思うんですけども、そういう規則的なもので言えば、そういう形のもので作るということになっているものですから、そのように、型にはめて、この条例規則というのは作らなければならないと、そういう状況になっておりますので、御理解を賜りたいと、このように思うところでございます。

○議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

17 番日里雅至君。

○17 番（日里雅至君） いま、何人かの方からいろいろ

とお話をされております。

まず、地域センター病院というのはやはり公的医療機関ということで、1市3町1村のセンター病院であるという、私は認識をいたしております。

その中で、この条例でございますけれども、振興協議会ですとか運営協議会ですとか、いろいろとその中で、この地域医療に関する課題、病病連携だとか、それから緊急の体制ですとか、医師確保ですとか、緊急の体制、課題は多々あるかというふうに思っております。

その中で、富良野市が単独で地域センター病院に対してこういった条例をつくるということに関して、やはり地域センター病院というのは、先程も言いましたけども1市3町1村という部分の中で、きちっと協議をしてですね、この地域センター病院のこの条例ですよ、市が出すというこの条例について御理解をいただいて、また今後、他の市町村の部分の中で、同じような形の中で、こういった条例を作っていくというようなお話はなされたのか、なされてないのか。

それと、先程もお話ありましたけれども、医師会の部分ですけども、やはりこの病病連携、病診連携含めてですね、医師確保というのは、それぞれの地域の課題であるというふうに私は認識をいたしております。

そういった部分の中で、どのようなことが行われたのかお知らせをいただきたい。

それと、この件名ですけども、富良野市地域医療対策基金条例ということでもありますけども、そうであれば、もういきなり地域センター病院特化し、診療科及び医師の確保にするのであれば、ここのお題目も、地域センター病院の医療対策基金というふうに、はっきりなされたほうがよろしいんじゃないかなというふうにも思うんですけど、その辺の見解についてお聞かせをいただきます。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） 日里議員の御質問にお答えをいたします。

地域センター病院の医療対策基金を、沿線で相談して、条例を個々の議会で求める相談をすべきだったのではないかと、こういう御質問だったけど、私は全然、質問の内容からいきますと、ちょっと、この条例に対する考え方の相違があるのではないかと、そのように感じます。条例そのものというのは、いま現在、それぞれの市町村が単独でやはり条例を持たなければならないんですね。

ですから、なぜそれが広域に反映するような状況づくりをやらなければならないのか。

私は逆に、そういう面の御質問をさせていただきたいと。1点目。

それから、2点目は、富良野市地域医療対策でなく基金でいいのではないかと、こういう御質問であります。

これは私は、冒頭、私の最初の答弁でお話しした中ですね、当初、議会からの御提案でお話しが進められてきたというのが、第一の前提であります。

その中で、三ヶ月した状況の中で、地域医療という形の中でなく、大きく富良野全体の地域医療という議会からの御要請であったわけでございますけども、先程宮田議員にも私から御答弁させていただきました状況の中で、個人病院に対しての支援というのは、条例で定めるべきではないんです。

その実態、実態にあった状況の中で、予算の範囲内で議会が決めることであって、これは、基金に載せて云々という問題ではございませんので、その点ひとつ御理解をしていただきたいと思います。このように思うところでございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

17 番日里雅至君。

○17 番（日里雅至君） 見解が違うというふうに市長がおっしゃられてますけれども、2 点目の部分の地域医療対策基金条例といった部分でなくて、地域センター病院医療対策基金でもよかったのではないかとこのふうなお話です。

現実には、議会の方から出たのは、要するに富良野全体の地域医療をどうするかと。

その時に、いろいろ課題があったときに、そういった基金でいろいろ取り崩しながらやったらいいんじゃないか、というようなお話をさせていただきました。

そこで、地域センター病院の位置づけというんですかね、その部分の中で例えば新築、改築含めてですね、行ったときには負担割合含めてですね、そんなようなお話もありましたですね。

そういうことだったですね、地域センター病院の改築にあたっては、1 市 3 町 1 村の分の中で割合があった。

それは広域の今回は産婦人科含めて、小児科含めてそういった医療を守るために出すというようなことですので、その中で富良野市が、先進的に先に、こういった条例を議会に提案して、あと、ほかの議会の部分についてもこれに追随するような、そういったそのお話しはされてないということでお聞きしたんですけども、その中で、じゃ、地域センター病院というのは富良野市だけなのかと。

いろいろ、ほかの地域の部分についても、そういったことの中で負担を、例えばですよ、お願いすることにはなっていないのかなというふうに感じたものですね、お話を聞かせていただきました。

答弁はいらぬ。

○議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ、次に、議案第 1 号平成

22 年度富良野市一般会計補正予算について行います。

質疑は、予算第 1 条の歳出より行います。

事項別明細書 20 ページをお開きください。

1 款議会費、2 款総務費、3 款民生費、4 款衛生費まで。

20 ページより 27 ページまでを行います。

質疑ございませんか。

6 番今利一君。

○6 番（今利一君） それでは、お伺いしたいと思っております。

3 款の民生費でありますけれども、145 番、緊急時医療情報カード交付事業でありますけれども、若干説明は聞いておりますけれども、このことに関して、だれがですね、どのような情報を作成していくのか、それと、これというのは、例えば 65 歳以上の方というふうに聞いておりますけれども、病状が変わるわけですね、病状が変わる可能性がある。

そうした場合には、年に 1 度更新していくものなのか、そういうことを想定されているのかですね、そんな、内容はどのようなふうになっているのかお聞きしたいというふうに思います。

それと、もう 1 点ですけども、その下の 425 番の地域密着型サービス拠点施設整備費の補助金でありますけれども、このことに関して、施設が定められているんですけども、こういった施設全般にわたることを想定されているのか。

この場合は、1 件だけというふうに聞いていますけれども、今後どのような格好で想定されているのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長中田芳治君。

○保健福祉部長（中田芳治君） 今議員の御質問にお答えいたします。

23 ページ 145 番、緊急時医療情報カード交付事業費でございますけれども、これにつきましては、内容的にはですね、住所、氏名、緊急連絡先、医療情報としては身体状況、介護認定あるいは病歴、通院先、その他としましては、情報公開に伴う同意をいたしまして、医療・警察・消防関係、こういったところと整備をしながら進めていくところでございます。

それからいま現在、民生委員の方にも、こういったものについて地域の調査を御依頼を申し上げまして、大きな的には御存じかなと思いますけれども、長さ的には 22 センチぐらいのもので、直径 6 センチぐらいのもので、その中にそういったカードが既にキットとしてでき上がっているものでございまして、これを整備をしていきたいというのが一つでございます。

更新関係につきましては、当然段階的に調査をしながら、それと、こういった部分については、単独という部

分ではこれから増えていくことも予想されますので、今回やりっぱなしということではないということが一つでございます。

あとは冷蔵庫に保管をしながら、その中に、単身世帯についてはいま言ったような情報を明示することによって、緊急性の場合に、それを生かすような形ということになってございます。

それから、425番の地域密着型でございますけれども、これにつきましては、議員も御存知のとおり、スプリンクラーの設置でございます。

今年の3月に札幌で起きた火災を前提といたしまして、面積が275平米以上の部分について、それは義務づけられたということで、富良野につきましては2カ所、この施設が該当しまして、今回につきましてはニチイのほほえみ富良野が、22年度該当になっておりまして、国の事業によります10分の10の事業の中で、この整備を図っていくということでございます。

ほかの1店につきましては、既に21年度に終了済ということで御理解をいただきたいと思えます。

**○議長（北猛俊君）** よろしいですか。

6番今利一君。

**○6番（今利一君）** 例えばですね、緊急時に、例えば救急車が行ったというふうなときに、いわゆる医療行為をされるわけですよね。

そうした場合に、こういう情報が的確に生かされる可能性というか、生かしていかなければ情報としては、無駄になるというよりはそういう可能性があるんじゃないのか。

そうした場合に、例えばその情報として、例えば、血圧がこの人はなんぼだとかというふうな情報を、きちっと流すべきだろうというふうな考えているんですけども、そういった場合にどういうふうな情報がここには想定されているのか、もう一度お聞きしたいというふうに思っております。

**○議長（北猛俊君）** 御答弁願います。

保健福祉部長中田芳治君。

**○保健福祉部長（中田芳治君）** 今議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目は情報の提供ということで、救急隊が行ったときのということでございますけれども、これにはそれぞれ目印がまず、ございまして、その中に入っているよという目印が一つございます。

それからの詳細な情報の連携というふうに理解をさせていただきましたけれども、先ほども御答弁申し上げているとおり、医療関係それから警察、消防、こういったところと協議を行いながらですね、具体的な内容の確認と要項を整備しながら、どういう情報提供がふさわしいのかという部分も含めてですね、整備した中で取り組み

を進めると、このように考えております。

いま言われた、具体的に病名だとかそういった部分については、基本的には身体状況に関わる部分というのがございますので、そこに具体的に明示をする。

いわゆる、その通院先、かかりつけ医の内容を具体的に書くような、記載する欄もございまして、そういったところでわかるような形に整備をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（北猛俊君）** よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

**○議長（北猛俊君）** そのほか質疑ございませんか。

8番岡本俊君。

**○8番（岡本俊君）** いま、今議員の質問に関連するんですが、交付事業なんですが、民生委員さんが調査をしている。

具体的に、この書き込みというのはですね、どういう形で行うのか。

ある種、民生委員さんが直接そのお宅を訪問してカードに書きこむような手法をとっておられる自治体もあるかというふうに記憶している。

そういうことは、富良野市では具体的に調査は民生委員さんという答弁だったのですが、具体的にどういう形で、面談して行うのか。それはだれが行うのか。

それともう一つは、答えておられなかったのですが、その更新をですね、随時、65歳以上の方はふえていきますので、それは、年次ごとにやっていくのは当然だと思いますが、一度書き込みをした情報をですね、個人情報の新たな更新はどのように考えておられるのか。

その点、具体的に答弁願いたいと思えます。

**○議長（北猛俊君）** 御答弁願います。

保健福祉部長中田芳治君。

**○保健福祉部長（中田芳治君）** 岡本議員の質問にお答えいたします。

緊急カードの関係でございますけれども、まず、1点目のあと先になりますけれども、更新につきましては、当然今年度だけのものではありません。

定期的にこれは、一つは、変わっていくわけですから、合わせて調査もしていかなければいけないというふうに考えております。

したがって、変更があれば当然その方については、用紙を、カードを替えなければいけないという作業は当然出てくるというふうに考えてございます。

調査方法でございますけれども、それと記入ですね、これにつきましてはいま民生委員の御協力を願って調査をいただいているところでございますけれども、これにつきましては当然人によっては、自分でまず第1に書いていただくというのが基本でございます。

もう1つは、年齢に差がございますので、当然書けない方も中には出てくるのかな。

もう1つは、個人情報という部分が1つ出てくるのかな。

これは、許せる範囲の中でそれぞれ民生委員さんが記載していただいたり、あるいは、行政サイドで記載したりという作業が当然出てくるのかなというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） 8番岡本俊君。

○8番（岡本俊君） 病歴だとか、先ほど内容には病歴って話もあつたんですが、病名というのは大変難しいし、字も難しいんですよ。

そういう中で、民生委員さん調査をして、お話を聞くと、僕の想像でいくと、本人も書くということと同時に、民生委員さんをお願いしなきゃならんという部分もあるということです。

そういう部分ではカードに病歴も含めてですね、お医者さんの協力というのですか、そういうことについては、具体的にこのカードに関してはお医者さんの協力というのは、なくてもよろしいのかどうか。

つまり、カードを持って行って、お医者さんにこれを書いてくださいという依頼ができるのかどうかですね。本人の意思ですから。

病名が変わったり、いろいろなことになった時に、随時お医者さんの所に持って行って、このカードに私の書いて下さいみたいなことも含めて、更新が個人の判断でできるのか。

それとも、毎年3月に更新しますとか、そういうふうなルールというのかな、その辺の更新に対する新たな情報の更新に対する決めというんですか、その辺はどういうふうになっているのか、もう少し具体的にお話しをしていただきたい。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長中田芳治君。

○保健福祉部長（中田芳治君） 岡本議員の再質問にお答えします。

先ほども申し上げておりますけれども、医療、警察、消防などと協議を行いまして、具体的な内容の確認と整備をしていく。

こういう、どうあるべきかを含めてですね、協議をこれから進めて行きたい。

更新の部分についても、先ほどから申し上げており、やはり病歴も変化したりとかする場合もございますので、どこかの時点では、やはり更新をしなければならぬというふうに考えておりますけれども、今後その事務の進め方という部分については、さらに協議を進めていきたいなというのが一つございます。

それから、病歴の部分で先程医療機関というふうになりましたけれども、もう一つの方法としては自分で書き込む方法も一つございます。

これは、病歴を持っている方については、ほとんどの方がまた年齢を考えますと、服薬をしているという部分であれば、管理情報をいただくことによって、それが何に使われている薬なのかという病歴がですね、病気が、病名がその中に書いてございます。

そういった部分でいくと、自分で書くことも可能ですし、その管理情報を見ることによって、お手伝いする方もその病歴という部分で書くことは可能だというふうに判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） 8番岡本俊君。

○8番（岡本俊君） 予算案をこれから出されたわけですが、具体的にこれが運用される時期というのはですね、いまだ、いろんな所と調査しないとけないというお話ですよ。医療関係とか、消防とか。

これが、予算が通って、これがいつから具体的に運用されるんでしょう。年度内に運用されるのか。

いろんな調整時間もあつたりするわけでしょう。

ですから、市民の皆さん65歳以上の皆さんに、これをお届けできるのは、いつごろを目途にしているのかお伺いします。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長中田芳治君。

○保健福祉部長（中田芳治君） 岡本議員の再々質問にお答えします。

いつから運用されるのかということでございますけれども、運用につきましては、今回、議決をいただきましたら、その後、10月1日から基本的に運用という形で進めてまいります。

皆さんにおきましては、広報お知らせ版なり、そういったところでのお知らせになるのかなと考えてございますけれども、既に今後ですね、議決をいただきましたら、民生委員さん含めて地域情報に口伝えにも言ってもらうようなですね、そういった部分でも、頼をしていきたいというふうに考えてございますので、10月1日を目前にいま、考えているところでございます。

○議長（北猛俊君） そのほか、質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので次に移ります。

6款農林業費、7款商工費、8款土木費、9款教育費まで。26ページより31ページまでを行います。

質疑ございませんか。

4番大栗民江君。

○4番（大栗民江君） 7款商工費、156番、地域振興消

費拡大推進事業費なんですけども、これは、プレミアム発行の商品券ということでお話を聞いておりますが、具体的な内容、いつから始まるのか、お一人幾らぐらいまで買えるのかお伺いをしていきたいと思っております。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長外崎番三君。

○経済部長（外崎番三君） 大栗議員の質問にお答えいたします。

156番、地域振興消費拡大推進事業費1,000万円の中身でございますが、これは、商工会議所が発行する富良野市内共通商品券にさらなる付加価値を加え、地元消費、地元商店の利用促進することにより、市民生活の支援や市内小売商業者への振興を図り、地域経済の発展に寄与することを目的といたしまして、いわゆるプレミアムつき商品券ということで、事業をするものでございまして、歳末の経済活性化、歳末の商戦における経済活性化を図るということでございます。

現在は1億1,000万円分のプレミアム商品券を考えておりまして、そのうちの1,000万円がプレミアム分ということでございます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前10時54分 開議

○議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の大栗民江君の質問に追加答弁願います。

経済部長外崎番三君。

○経済部長（外崎番三君） 失礼いたしました。

このプレミアム商品券の購入、1人何口か等含めて、購入限度額は1人幾らぐらいになるのかということでございますが、これにつきましては補正予算決定後ですね、商工会議所と協議をして詰めてまいりたいというふうに考えております。

考えておりますのは、昨年の状況を踏まえて判断していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

8番岡本俊君。

○8番（岡本俊君） 29ページですね、中心街活性化事業の120番なんですけど、地質調査、実施設計、権利の返還等の費用というふう聞いておりますが、実施設計含めて、これらを含めてですね、いつごろ実施設計含めて終了されるのか。

この事業がですね、これが決まらなないと事業全体もなかなかスタートできないんでないかと思いますが、これら含めて、目途等含めてですね、いつごろまでこれを終了しようとしているのか、その辺を含めて、事業内容について御説明願いたいと思っております。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長外崎番三君。

○経済部長（外崎番三君） 岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

中心街、市街地再開発事業費5,920万、120番の御質問でございます。

都市計画決定を7月23日にいただきまして、その後、地区内の権利者との1回目の確認作業が、7月から行っております。

その1回目の作業が、まず一段落いたしまして、続きまして8月より2回目の最終確認作業ということで、いま確認の作業に入っているところでございます。

この作業につきましては、9月いっぱいをめどに最終確認をしていきたいという予定で行っております。

この最終確認につきましては、それぞれの権利者様が、どういった、将来の営業をされていくか、どういう形をもっていかかという確認作業でございます。

それをもって形なり配置、それから商業形態が決まっていくものというふうに考えております。それ以降ですね、認可申請の手続に入っていくということでございます。

その権利者の全体が、まとめができませんことには、それぞれの配置計画なり、その他の計画がまとまらない。

それを最終まとめができた段階で、この実施設計に、具体的な実施設計に入っていくというふうな手続になるかというふうに考えております。

実施設計につきましては、年度内の作業になろうかと思いますが、手続的には9月いっばいに最終権利者との確認を終えまして、その後まとめをして、そのまとまったものにつきまして、実施設計に入っていくという作業で考えております。

まとまった作業ができましたら、認可をとるべくですね、申請をしていきたいという、いまの状況になってございます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

8番岡本俊君。

○8番（岡本俊君） では、権利のことにしてなんですけど、今月いっばいをめどと、今月いっばいで終了するというふうによろしいんですね。

それ以後は、そういうことはあり得ないということの確認でよろしいんでしょうか。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長外崎番三君。

○**経済部長（外崎番三君）** いま、最終確認作業に入っていると伺っております。

それで、めどとして今月いっぱいをめどに、権利者の最終確認をめどとして、いま進めているということをお伺っております。

以上でございます。

○**議長（北猛俊君）** よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

2番宮田均君。

○**2番（宮田均君）** いまの岡本議員のですね、中心市街地活性化の、事業費の120番の関連で質問させていただきますが、7月23日の都市決定ですか、これで決まっておりますね、いま測量とかいろんなもので補正ができたわけですが、この補正の財源内容を見ますとですね、半額の補助と思うんですが、今後も、この中心街の活性化の事業の関係は半額の補助でなっていくのかどうか、そこら辺だけ確認、質問させていただきます。

○**議長（北猛俊君）** 御答弁願います。

経済部長外崎番三君。

○**経済部長（外崎番三君）** いま市街地再開発事業の補助が半額ということで御質問いただきましたが、これにつきましては、補助対象経費の3分の1を国、補助対象経費の3分の1を市、そして残りの事業費につきまして、事業者が持つという事業でございます。

補助対象以外も事業者が持つということに、3分の1、3分の1、3分の1という事業でございます。

○**議長（北猛俊君）** よろしいですか。

2番宮田均君。

○**2番（宮田均君）** いまの質問の仕方が悪かったのかもしれないですけど、この補正の財源の内訳の補正額見ますと、国庫支出金の関係と一般財源と地方債、これで見ると、半分になっているんじゃないですかと、この事業についてはね、ということをおっしゃるわけで、今後の3分の1補助というのはわかりますけども、この事業については半分、だから、今後の事業も半分になっていくんでしょうか、という聞き方をしたんですけど、申し訳ないです。

○**議長（北猛俊君）** 御答弁願います。

経済部長外崎番三君。

○**経済部長（外崎番三君）** 全体事業費があつて、そのうちの国と市の持ち分を今回提示しております。

ですから、全体事業費の3分の1が国、3分の1が市という事業の内容でございます。

○**議長（北猛俊君）** よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（北猛俊君）** なければ、以上で歳出を終わります。

次に、歳入及び第2条地方債補正を行います。

6ページ、7ページ及び12ページから19ページまでを行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（北猛俊君）** なければ、以上で議案第1号の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件2件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（北猛俊君）** 御異議なしと認めます。

よって本件2件は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時13分 開議

○**議長（北猛俊君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2

**議案第2号 平成22年度富良野市介護保険特別会計補正予算（第1号）**

○**議長（北猛俊君）** 日程第2、議案第2号、平成22年度富良野市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（北猛俊君）** なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（北猛俊君）** 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第3

**議案第4号 非核平和都市宣言の全部改正について**

○**議長（北猛俊君）** 日程第3、議案第4号、非核平和

都市宣言の全部改正についてを議題といたします。

これより本件の質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第4

議案第5号 第5次富良野市総合計画基本構想について

○議長(北猛俊君) 日程第4、議案第5号、第5次富良野市総合計画基本構想についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、さきの議会運営委員長より報告のとおり精査を要しますので、委員7名による総合計画基本構想審査特別委員会を設置し、これに付託、閉会中継続審査といたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は、ただいまお諮りのとおり決しました。

ただいま設置されました特別委員会委員につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、本職より御指名申し上げます。

佐々木優君、大栗民江君、千葉健一君、横山久仁雄君、東海林孝司君、岡野孝則君、菊地敏紀君、以上7名の諸君であります。

ただいま御指名申し上げました7名の諸君を選任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり、7名の諸君が総合計画基本構想審査特別委員会委員に選任されました。

ここで、特別委員会開催のため暫時休憩いたします。

---

午前11時15分 休憩

午前11時22分 開議

○議長(北猛俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

休憩中、総合計画基本構想審査特別委員会が開催され、

正副委員長の互選の結果、委員長に菊地敏紀君、副委員長に横山久仁雄君、以上、決定の報告がございました。

---

日程第5

議案第6号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について  
議案第7号 町の区域の新設について

○議長(北猛俊君) 日程第5、議案第6号、住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について、及び関連する議案第7号、町の区域の新設についてを一括して議題といたします。

これより本件2件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ、以上で本件2件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件2件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、本件2件は原案のとおり可決されました。

---

日程第6

議案第11号 平成22年度富良野市一般会計補正予算(第7号)

○議長(北猛俊君) 日程第6、議案第11号、平成22年度富良野市一般会計補正予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長(石井隆君) -登壇-

議案第11号、平成22年度富良野市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第7号は、歳入歳出それぞれ39万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を115億3,600万4,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

6、7ページ下段でございます。

9款教育費は、全日本スキーアルペンナショナルチームのジュニアチームメンバーに指定された本市在住の高校生に対し、海外遠征費用の一部を補助する、全日本スキーアルペンナショナルチーム選手強化補助金で、39万6,000円の追加でございます。

次に歳入について御説明を申し上げます。

同じく6、7ページの上段でございます。

19款繰入金は、スポーツ振興基金繰入金で39万6,000円の追加でございます。

以上、平成22年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。質疑は本件全体について行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7

#### 報告第8号 専決処分報告について

---

○議長（北猛俊君） 日程第7、報告第8号、専決処分報告についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

建設水道部長岩鼻勉君。

○建設水道部長（岩鼻勉君） 報告第8号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、去る9月2日付をもって専決処分を行った、市道における物損事故の損害賠償につきまして、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

本件は、平成22年7月11日午後6時ころに、富良野市幸町5番11号地先の市道東3条の歩道上にある道路雨水用マンホールの角に、国道38号方向から知人宅の駐車場に入ろうとした車の前方下側のバンパーがぶつかり、損傷を与える事故が発生いたしました。

歩道の道路雨水用マンホールは冬季間の凍上により最大5センチほど盛り上がり、この上を車両が通過したため、フロントバンパー、フロントスポイラーに損傷を与えたもので、車両の物損に対し損害賠償を行ったものであります。

車両損害金は修理費等として18万9,353円で、富良野市の過失割合を7割として示談いたしましたので、富良野市の損害賠償額は13万2,547円でございます。

示談は9月2日に交わしております。

歩道上の道路雨水用マンホールは、車両や歩行者の通

行に支障がありましたので、修繕工事を既に行っております。

経過でございますが、事故の翌日、本人から市役所に連絡が入り、直ちに現地に行き、事故処理対応したところであります。

幸い、相手方に人身等の被害はなく大事には至りませんでした。今後とも市道の道路維持につきましては、道路パトロール及び地域住民からの情報提供もいただき、適切な管理に努めてまいります。

○議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、報告第8号は地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告であります。

以上で本報告を終わります。

---

#### 日程第8

#### 意見案第1号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書

---

○議長（北猛俊君） 日程第8、意見案第1号、森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

15番菊地敏紀君。

○15番（菊地敏紀君） -登壇-

森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書は、今議員ほか5名の賛同を得て提出するものでございます。

森林に対する国民の期待は地球温暖化の防止、国土の保全や水源のかん養はもとより、生物多様性の保全への貢献など多様化するものとともに、低炭素社会づくりを進めるため、木質エネルギー利用を含め、木材利用の拡大に対する期待は増大しています。

しかし、国内の林業は路網整備や森林施業の集約化のおくれなどから生産性が低く、材価も低迷する中、森林所有者の施業放棄が懸念されるなど、我が国の林業・木材産業は危機的な状態に陥っております。加えて森林・林業の担い手である山村は崩壊の危機に立っています。

こうした厳しい状況を踏まえ、昨年公表された、森林・林業再生プランに基づき、国民の期待に応えていくため、今後、森林整備を着実に推進するとともに、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図りながら森林資源を適切に活用し、森林・林業・木材産業の活性化による山村の再生を図るため、以下の項目を実現するように要望いたします。

記につきましては、皆様方に御一読をいただきたいと

思います。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

よろしく御審議のほど、御賛同をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

ただいま朗読報告のとおり、閉会中の所管事務調査及び都市事例調査について決定いたしましたことと存じます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び都市事例調査を許可することに決しました。

---

## 閉 会 宣 告

---

○議長（北猛俊君） 以上で本日の日程は終わり、本定例会の案件はすべて終了いたしました。

これをもって、平成22年第3回富良野市議会定例会を閉会いたします。

午前11時22分 閉会

---

### 日程第9

#### 閉会中の所管事務調査について

#### 閉会中の都市事例調査について

---

○議長（北猛俊君） 日程第9、閉会中の所管事務調査及び都市事例調査についてを一括議題といたします。

本件について、各委員長よりの申し出を職員に朗読いたさせます。

庶務課長日向稔君。

○庶務課長（日向稔君） 総務文教常任委員会、経済建設常任委員会、各委員長からの所管事務調査の申し出を朗読いたします。

事務調査申出書。

本委員会は閉会中、下記の件について継続調査を要するものと決定したので申し出ます。

総務文教委員会、調査番号、調査第4号、調査件名、指定管理者制度の現状について。

経済建設委員会、調査番号、調査第5号、調査件名、雇用対策について。

次に、保健福祉常任委員会、経済建設常任委員会、各委員長からの都市事例調査の申し出を朗読いたします。都市事例調査申出書。

本委員会は閉会中、下記により都市事例調査を要するものと決定したので申し出ます。

保健福祉委員会、調査件名、高齢者福祉について。

調査地、岐阜県本巣市、郡上市。予定月日、10月上旬。

経済建設委員会、調査件名、雇用対策について。調査地、岩手県花巻市、遠野市。予定月日、10月上旬。

以上です。

○議長（北猛俊君） お諮りいたします。

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 22 年 9 月 17 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 今 利 一

署名議員 覚 幸 伸 夫